

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 特定計量器定期検査 【告示】 ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 【公告】 ○ 公共測量の実施 〃 ○ 土地収用法に基づく立入りの許可 〃
		担当課（室）	工業技術センター 経営支援課 監理課 〃 〃
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第四百五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和七年八月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
玉 野 市	岡山市農業協同組合中部第4営 農経済センター銚立資材店	令和七年 十月一日 一〇…三〇〃 一一…〇〇〃
〃	〃	〃 一三…三〇〃 一五…〇〇〃
〃	岡山市農業協同組合玉野支所	〃 二日 一〇…三〇〃 一一…〇〇〃
〃	〃	〃 〃 一三…三〇〃 一五…〇〇〃
〃	日比市民センター	〃 三日 一〇…三〇〃 一一…〇〇〃
〃	〃	〃 〃 一三…三〇〃 一五…〇〇〃
〃	玉市民センター	〃 六日 一〇…三〇〃 一一…〇〇〃
〃	〃	〃 〃 一三…三〇〃 一五…〇〇〃
〃	田井市民センター	〃 七日 一〇…三〇〃 一一…〇〇〃
〃	〃	〃 〃 一三…三〇〃 一五…〇〇〃
〃	産業振興ビル	〃 八日 一〇…三〇〃 一一…〇〇〃
〃	〃	〃 〃 一三…三〇〃 一五…〇〇〃
〃	〃	〃 九日 一〇…三〇〃 一一…〇〇〃
〃	〃	〃 〃 一三…三〇〃 一五…〇〇〃
〃	〃	〃 十日 一〇…三〇〃 一一…〇〇〃
〃	〃	〃 〃 一三…三〇〃 一五…〇〇〃

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〔三六六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年八月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エブリイ・ダイレックス笠岡里庄店

所在地 浅口郡里庄町大字浜中字向新田二五番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 オリックス不動産株式会社

住所 東京都港区浜松町二丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 深谷 敏成

(2) 名称 ダイレックス株式会社

住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 五味 肇

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社エブリイ

住所 広島県福山市南蔵王町一丁目六番一一号

代表者の氏名 代表取締役 岡崎 浩樹

(2) 名称 ダイレックス株式会社

住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 五味 肇

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年八月一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百七十七平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 九十六台

(2) 駐車場の収容台数 三十一台

(3) 荷さばき施設の面積 九十六平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十四・三立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

令和七年八月六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年八月十九日から同年十二月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び里庄町企画商工課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔三六七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市白楽町地内	測 量 区 域
公共測量（路線測量）	測 量 の 種 類
令和七年八月六日から令和八年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔三六八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	小田郡矢掛町東三成地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量及び四級水準測量）
測量期間	令和七年七月三十一日から同年十二月十九日まで

〔三六九〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のとおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和七年八月十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社
- 二 事業の種類 六十六kV小阪部線N o. 七〇十経年鉄塔建替工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 令和七年八月十九日から令和八年三月三十一日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域

岡山県新見市上熊谷字大津谷、字堂ノ峠、字道下、字ヒヤケ